

関西広域連合規約の変更（案）について



令和 6 年 12 月 21 日
本部事務局総務課

1 変更の理由

大阪・関西万博の開催を契機に関西の更なる飛躍への期待が高まる中、関西広域連合は設立から 15 年目を迎える。これを機に、万博のレガシーの創出及び継承による関西各地域の発展、広域防災をはじめとする広域事務を担う力と府県・政令市が協働する力の向上を目指し、関西広域連合の体制を強化するために必要な規約の変更を行う。

2 変更の概要

- (1) 「副広域連合長」の定数（現行：1 人）を「3 人以内」に変更（第 12 条第 1 項）
- (2) 広域連合長に事故があるとき等の副広域連合長による職務代理に関する規定の変更（第 12 条第 2 項）
- (3) 広域連合委員会の副委員長に充てられる副広域連合長に関する規定の変更（第 15 条第 5 項）

3 変更（案）

関西広域連合規約

変更箇所は太字ゴシック下線部分

第 1 条～第 11 条 （略）

（広域連合の執行機関の組織）

第 12 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 **1 人 3 人以内** を置く。

- 2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。**この場合において、副広域連合長が 2 人以上あるときは、あらかじめ広域連合長が定めた順序で、その職務を代理する。**

- 3 （略）

第 13 条・第 14 条 （略）

（広域連合委員会の設置等）

第 15 条 （略）

- 2～4 （略）

- 5 広域連合委員会に副委員長 **1 人** を置き、**副広域連合長（副広域連合長が 2 人以上ある場合にあっては、広域連合長が指定する副広域連合長）をもって充てる。**

- 6～9 （略）

第 16 条以下（略）

4 施行日

総務大臣の許可のあった日（6 月頃見込）

5 スケジュール（案）

時 期	内 容
令和6年 11月21日	広域連合長選挙（連合委員会） （選挙後、副広域連合長の3名体制・規約変更の意向表明）
12月21日	規約変更案の協議・確認（連合委員会）
令和7年 1月10日	連合議会への規約変更案の説明（総務常任委員会） ＜構成府県市議会への議決依頼＞
3月下旬 4月上旬	構成府県市議会での規約変更案の議決 総務大臣への許可申請 ＜標準処理期間：おおむね3か月＞
6月以降	総務大臣の許可 → 新規約の施行 副広域連合長の選任（許可直後の連合委員会） 選任の告示